

令和 6 年度八頭町プロモーション動画制作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 6 月

八頭町 企画課地域戦略室

目次

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 担当窓口（お問い合わせ先及び各種書類の提出先）	1
4. 見積限度額	1
5. 日程	1
6. 参加資格	2
7. 質問及び回答	2
8. 参加申込書等の提出	3
9. 審査	3
10. 契約	5
11. その他事項	5

1. 目的

この要綱は、「令和 6 年度八頭町プロモーション動画制作業務委託」に係る契約の相手方となる優先交渉権者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業 務 名 令和 6 年度八頭町プロモーション動画制作業務委託

(2) 業務内容

令和 6 年度八頭町プロモーション動画制作業務委託仕様書案（別紙 1）のとおり

※契約時における仕様書は、提案内容に応じて、変更することがある。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3. 担当窓口（お問い合わせ先及び各種書類の提出先）

八頭町 企画課地域戦略室 担当者名：山田

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地

電話：0858-76-0213

ファクシミリ：0858-76-0222

電子メール：yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp

ホームページ：<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/9352.html>

4. 見積限度額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

この金額は、予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。この金額を超えた提案は無効とする。

5. 日程

公募の開始	令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）
質問の提出期限	令和 6 年 6 月 17 日（月曜日）午後 5 時まで
質問、回答の公表	令和 6 年 6 月 21 日（金曜日）
参加申込書等の提出期限	令和 6 年 7 月 12 日（金曜日）午後 5 時まで
審査（プレゼンテーション形式）	令和 6 年 7 月 26 日（金曜日）
審査結果の通知	令和 6 年 7 月 31 日（水曜日）
契約の締結	令和 6 年 8 月上旬

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、契約締結の日までの期間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）など、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団、又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ. 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 暴力団、又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日までの期間に、国または地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けていないこと。

7. 質問及び回答

(1) 質問の提出

ア. 提出期限 令和 6 年 6 月 17 日（月曜日）午後 5 時

イ. 提出方法

次のとおり電子申請サービスで提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/town-yazu-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12193

電子申請以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(2) 質問の回答

ア. 回答期限 令和 6 年 6 月 21 日（金曜日）

イ. 回答方法

競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、本町ホームページ上
(<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/9352.html>) に公表する。

8. 参加申込書等の提出

このプロポーザルに参加する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。なお、提案は1社につき1案とする。

(1) 提出期限 令和6年7月12日(金曜日)午後5時

(2) 提出書類

- | | |
|-----------------|----|
| ア. 参加申込書(様式第1号) | 1部 |
| イ. 企画提案書(任意様式) | 7部 |
| ウ. 見積書(任意様式) | 1部 |

(3) 提出物について

ア. 参加申込書(様式第1号)

押印は不要とする。

イ. 企画提案書(任意様式)

- 枚数に制限は設けない。表紙及び目次をつけ、表紙及び目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙及び目次はページ数に含めないこと。
- サイズは、日本工業規格 A4 縦型(一部 A3 判資料折込使用可)、左綴じとし、任意書式にて作成すること。カラー、白黒印刷は問わない。
- 次頁の審査項目を参考に、次の項目について記載すること。
 - ・ 会社概要(類似業務・動画制作の実績、コンクール等での受賞実績等を含む)
 - ・ 業務の実施体制・人員
 - ・ 業務スケジュール
 - ・ 企画のコンセプト(タイトル、内容、ターゲット、ペルソナ、ストーリー、登場人物、撮影場所等)

ウ. 見積書(任意様式)

代表者印を押印し、宛先は八頭町長とすること。合計額(消費税及び地方消費税額を含む。)とその内訳を記載すること。

(4) 提出方法

郵送又は持参すること。電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間で受け付ける。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

9. 審査

企画提案書及びプレゼンテーションにより、審査委員が審査し、選定を行う。

(1) プレゼンテーション

ア. 日時 令和 6 年 7 月 26 日（金曜日）予定（参加者へ別途連絡）

イ. 場所 八頭町役場（参加者へ別途連絡）

ウ. 時間配分

企画提案書及びプロモーション動画案についての説明 20 分間

質疑応答 10 分間

エ. 留意事項

- 説明者は 1 社につき 3 名以内とする。
- 説明に必要な機器は、参加者が準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター（EPSON EB-L200W）及び HDMI ケーブルは本町が用意する。
- プレゼンテーションの順番は、参加申込書等を提出した順とする。

（2）審査項目及び配点

審査項目	内容	配点
業務実績	自治体又は民間との類似業務の実績があり、かつ有益な実績を有しているか	10
業務遂行能力	● 業務を遂行するための適切な体制及び人員が確保されているか ● 確実に業務を遂行するスケジュールとなっているか	15
業務の理解度	● 本業務の実現すべき目的を十分に理解しているか ● 町の施策や課題を理解した上で、優良な提案を行っているか ● 本町ならではの強みや資源を理解した上で、その魅力を引き出す提案となっているか ● ターゲットやペルソナが具体的に設定されているか	20
提案内容	● 実施手順やその方法は妥当であるか ● 具体的で実現性が高い内容となっているか ● 本町の「人」やその「営み」が想像できるプロモーション手法か ● 設定したターゲットの興味を抱かせる内容となっているか ● シビックプライドの醸成や移住定住の動機付けとなる独創的で特色のある提案が盛り込まれているか ● 町民の参画を図るなど、制作過程に創意工夫が見られるか	50
見積額	金額が提案内容に対して適当であるか	5
合計		100

（3）優先交渉権者の決定

審査の評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

ア. 提案者が 1 社の場合の取り扱い

評価点が 60 点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

イ. 最高評価点獲得者が 2 社以上ある場合の取り扱い

審査委員の協議により、優先交渉権者を選定する。

(4) 審査結果の通知及び優先交渉権者の公表

ア. 結果通知

審査結果は、参加者全員に対し、令和 6 年 7 月 31 日（水曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

イ. 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和 6 年 8 月上旬に本町ホームページ上

(<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/11/9352.html>) に公表する。

10. 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和 6 年 8 月上旬以降に本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議のうえ、その承認を得るものとする。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。なお、八頭町財務規則（平成 17 年規則第 52 号）第 90 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

11. その他事項

(1) 提出された書類は、返却しないこととする。

(2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。

(3) 参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出書類は八頭町情報公開条例（平成 17 年条例第 12 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

(5) 提出以降における提出書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(7) 本プロポーザルの参加に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア. 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ．審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ．他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
 - エ．優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
 - オ．その他本要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。